

【表紙】

【発行登録番号】 7 - 外 1

【提出書類】 発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年12月 8 日

【会社名】 トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド
(Toyota Finance Australia Limited)

【代表者の役職氏名】 業務執行取締役兼首席業務執行役員
(Managing Director / Chief Executive Officer)
エバン・チロヤニス
(Evangelos Tsirogiannis)

【本店の所在の場所】 オーストラリア 2000 ニュー・サウス・ウェールズ州
シドニー ジョージ・ストリート225 グロブナー・プレイス レベル
7
(Level 7, Grosvenor Place, 225 George Street, Sydney, New
South Wales 2000 Australia)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 廣 瀬 卓 生

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒 田 康 之
同 青 木 俊 介
同 原 田 寛 司
同 多加谷 慶一郎

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1943

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【発行予定期間】 この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(2025年12月16
日)から2年を経過する日(2027年12月15日)まで

【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額5,500億円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

該当事項なし

第2 【売出要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を売出しにより取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1 【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

未定

2 【売出しの条件】

未定

第3 【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2025年3月期） 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日

2025年7月28日関東財務局長に提出

事業年度（2026年3月期） 自 2025年4月1日 至 2026年3月31日

2026年9月30日までに関東財務局長に提出予定

事業年度（2027年3月期） 自 2026年4月1日 至 2027年3月31日

2027年9月30日までに関東財務局長に提出予定

2 【半期報告書】

2025年9月中間期 自 2025年4月1日 至 2025年9月30日

2026年1月5日までに関東財務局長に提出予定

2026年9月中間期 自 2026年4月1日 至 2026年9月30日

2027年1月4日までに関東財務局長に提出予定

3 【臨時報告書】

該当事項なし

4 【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし

5 【外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし

6 【外国会社臨時報告書】

該当事項なし

7 【訂正報告書】

該当事項なし

第2 【参照書類の補完情報】

該当事項なし

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

第三部 【保証会社等の情報】

未定